

一般競争入札公告

神契公告第 322 号

一般競争入札の実施について

一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月31日

神栖市長 石田 進

公告番号	神契公告第 322 号		担当課・TEL	企画部市民協働課	0299-90-1178
事業名	令和6～10年度印刷機賃貸借（市民活動支援センター）				
事業場所	神栖市平泉2751番地2				
案件概要	保守料金を含めた印刷機賃貸借 リコー DD5451 1台 付属品 給紙テーブル TB7020 ドキュメントフィーダー DF7020 賃貸借期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで				
履行期間等	契約締結日の翌日から 令和11年3月31日 まで				
事業種別	賃貸借				
入札参加 資格要件	登録区分	物品製造等	登録業種	リース・レンタル（OA機器または各種機器）	
	営業所の 許可等				
	総合点				
	営業所の 所在地	市内に本店または支店等			
	技術者要件				専任性
	履行実績				
	その他要件				
設計の 図書の 閲覧	場所	直接閲覧・貸出を希望する場合は上記記載の担当課（事前連絡を要する）			
	アドレス	神栖市ホームページ	<a href="https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html">https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html</a>		
		入札情報サービス	<a href="https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/shidositsu/chodo/denshityotatsu/top.html">https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/shidositsu/chodo/denshityotatsu/top.html</a>		
入札方法	電子・紙種別	電子入札			
入札参加受付 （電子入札）	期間	令和6年2月1日 9：00 ～		令和6年2月14日 17：00	
		※ただし、土、日曜日を除く。			
質疑・回答	受付期限	令和6年2月8日 17：00	回答日	令和6年2月13日	
	提出方法	電子メールまたは持参 <a href="mailto:nyusatsu@city.kamisu.ibaraki.jp">nyusatsu@city.kamisu.ibaraki.jp</a>	回答方法	市ホームページに掲載する <a href="https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html">https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html</a>	
		設計図書に関する質疑の有無について確認した後、入札書を提出すること。 質疑の回答も仕様の一部とする。			
入札書 受付期間等	電子入札	令和6年2月15日 9：00 ～		令和6年2月26日 17：00	
	郵便入札	事前承諾を得た紙入札に限り、令和6年2月15日9：00以降に郵送手続きを行い、令和6年2月26日17：00までに神栖郵便局必着			
入札時 注意事項	入札書	入札書には、契約希望金額の100/110の額を記載すること。			
	内訳書	不要			
	その他				
入札（開札）日時	日時	令和6年2月28日 14：45			
	場所	神栖市役所分庁舎 2階 会議室3			
予定価格	事後公表			低入札調査基準 最低制限価格	設定していない
入札保証金	免除	契約保証金	免除		
前払金	無			部分払	有
建設リサイクル法	議決の要否			否	長期継続契約
その他	●本公告の外、一般競争入札共通事項の記載事項も公告の一部となるため必ず確認すること。 一般競争入札共通事項 URL <a href="https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002570.html">https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002570.html</a>				
入札参加資格 審査書類	一般競争入札共通事項のとおり 落札の日から起算して2日（市役所の閉庁日を除く執務時間中）以内に提出すること。				